

議案第 31 号

橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について

橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

橋本市ふるさと応援基金条例（平成20年橋本市条例第33号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(処分) 第7条 基金は、次に掲げる<u>事業等に要する費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。</u> (1)～(6) 略 (7) <u>ふるさと橋本応援寄附金謝礼等に要する経費</u></p>	<p>(処分) 第7条 基金は、次に掲げる<u>事業に要する費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。</u> (1)～(6) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。